

報告第 8 号

損害賠償請求事件の専決処分に係る報告について

損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び紫波町長専決条例（昭和 46 年紫波町条例第 19 号）第 2 条第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同法第 180 条第 2 項の規定により、報告する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

紫波町長 鎌 田 千 市

別紙

1 事故名

除雪車による物損事故

2 事故発生年月日

令和8年2月5日 午後10時30分

3 事故発生場所

紫波町高水寺字中田3番37 町道古館ニュータウン42号線上

4 和解及び損害賠償の相手方

住 所 岩手県紫波郡紫波町

氏 名

5 損害賠償の原因

上記の日時及び場所において、排雪作業中、雪を積み込むため車両を後退させた際、隣接宅地のフェンス付ブロック塀に接触し破損させたもの。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者は共に将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

437,297円

8 専決処分をした年月日

令和8年5月11日